

新型コロナウイルス感染症に対処するための特殊勤務手当条例の一部改正

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するため、本県警察職員が感染症等に対処する作業に従事した場合に特殊勤務手当を支給するため、滋賀県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正しようとするものです。

◎国家公務員等の制度の整備状況

	国家公務員	知事部局	警察本部
基本相当の手当	人事院規則9-30 【防疫等作業手当】 職員が感染症の病原体に汚染されている区域において、患者の看護又は病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事	滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例第18条 【感染症防疫等作業手当】 ・感染者の患者または感染症の疑いのある患者の救護作業 ・感染症の病原体に汚染されたものまたは汚染された疑いのあるものの処理作業に従事 ※人事委員会への承認申請が必要	規定なし  条例第4条及び6条 新型コロナウイルス以外の感染症に対処するための手当を創設
	1日290円	1日340円	
特例に関する手当	人事院規則9-129の一部改正 【防疫等作業手当の特例】 新型コロナウイルス感染症から国民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業に支給	滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例第42条 【感染症防疫等作業手当の特例】 特別の危険を伴う特殊の勤務に従事する職員について、人事委員会規則において、予算の範囲内で特別の特殊勤務手当を支給する。 ⇒人事委員会規則で別途、定める予定	規定なし  条例第10条 新型コロナウイルス感染症に対処するための手当を創設
	1日3,000円 (身体に接触等の場合は4,000円)	1日3,000円 (身体に接触等の場合は4,000円)	

国家公務員及び知事部局職員等との制度の均衡を図りながら、滋賀県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正等を行い、新型コロナウイルス感染症等に対処する警察職員の処遇改善を図るものです。

滋賀県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正	
基本相当の手当	条例第4条・6条に手当を新設 340円/日
特例に関する手当	条例第10条に人事委員会規則への委任事項を規定し、別途、規則において定める予定。3千円(直接接触等は4千円)/日